

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 1 日 (金) 第 470 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 令和 5 年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
 - まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
 - まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
 - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3 件) (水産振興課取扱い) 3
 - 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 4
 - 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
 - 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
 - 歳入の徴収事務の委託 (港湾空港課取扱い) 4
 - 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更 (都市計画課取扱い) 5
 - 都市計画道路の変更 (都市計画課取扱い) 5
 - 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱 (※) (管財課取扱い) 5
- 県立病院局企業管理規程**
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第879号

令和 5 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度は, 次のとおりである。

令和 5 年 12 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	123. 75
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	330. 32
川内川下流地区水源かん養保安林	788. 22
出水地区水源かん養保安林	600. 34
川内川中流地区水源かん養保安林	715. 98
別府川～新川地区水源かん養保安林	532. 49
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1, 237. 26
肝属川地区水源かん養保安林	612. 86
菱田川地区水源かん養保安林	208. 63
大淀川上流地区水源かん養保安林	122. 91
種子島地区水源かん養保安林	187. 24

屋久島地区水源かん養保安林	1,740.30
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,049.84
計	8,250.13
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.16
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	33.96
川内川下流地区土砂流出防備保安林	11.08
出水地区土砂流出防備保安林	15.74
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.48
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	11.86
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	124.76
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.78
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.56
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	88.88
それぞれの島地区土砂流出防備保安林	0.90
計	332.46
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	10.56
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	31.20
出水地区干害防備保安林	58.86
川内川中流地区干害防備保安林	3.58
別府川～新川地区干害防備保安林	3.77
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.28
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	14.19
計	182.28
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.48
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.40
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.78
合 計	8,852.65

鹿児島県告示第880号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
3,900トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,100トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第881号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
13,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	10,700トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

鹿児島県告示第882号

薩摩川内市上甕町小島205番地 宮脇三二及び薩摩川内市上甕町瀬上714番地 濱田史朗からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町浦内区域（薩摩川内市上甕町小島，上甕町桑之浦及び上甕町瀬上の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第883号

薩摩川内市鹿島町藺牟田3145番地 有限会社マル昌水産代表取締役小村昌治及び薩摩川内市鹿島町藺牟田56番地 橋野浩朗からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市鹿島町区域（薩摩川内市鹿島町藺牟田の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業

鹿児島県告示第884号

薩摩川内市鹿島町藺牟田300番地 中野淳及び薩摩川内市鹿島町藺牟田175番地 田畑勝敏からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項に

において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市鹿島町区域（薩摩川内市鹿島町藺牟田の地区）
- 2 区分 まず網漁業

鹿児島県告示第885号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1339号	肉かす粉末	9.0肉かす粉末	窒素全量 9.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社窪田商店	鹿児島市城南町19番10号	令和5年9月12日

鹿児島県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年12月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	山崎川内線	薩摩川内市天辰町字門口2863番1地先から同市天辰町字田麦853番1地先まで	前	5.0～25.0	1,103.0
			前	7.0～28.0	1,081.0
			後	8.8～32.0	1,070.0

鹿児島県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年12月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	山崎川内線	薩摩川内市天辰町字門口2863番1地先から同市天辰町字田麦853番1地先まで	令和5年12月1日

鹿児島県告示第888号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務

を次のとおり委託した。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に定める鹿児島港本港区一般駐車場使用料
- 2 委託の相手方
神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
- 3 委託期間
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

鹿児島県告示第889号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
和泊都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和泊都市計画区域

鹿児島県告示第890号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・74号磯街道線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
鹿児島市吉野町の一部

鹿児島県告示第891号

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和5年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱
庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「700万円」を「1,000万円」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は、令和6年4月1日以後に締結する庁舎等の管理等の業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札について適用する。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月1日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第9号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「2,000円」を「500円」に改め、同項第2号中「1,500円」を「500円」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定は、同年10月1日から適用する。